

平成19年2月13日

名古屋港管理組合国民保護業務計画（素案）に対する パブリック・コメントの結果について

1 意見募集期間

平成18年11月7日（火）から平成18年12月8日（金）

2 提出されたご意見

8項目

3 ご意見及び名古屋港管理組合の考え方

同様な趣旨のご意見に対する名古屋港管理組合の考え方は、まとめてお示ししています。

（1）国民保護業務計画を作成することについて

【ご意見】

- そもそもどうして「武力攻撃事態」が起きるのかを説明し、それを避けるために何をするのかを明確にするべきです。私は、名古屋港が商業港に徹して、国内外の軍事的な艦船の使用を拒むような宣言をし非武装地帯にすることが大切だと思います。
- 「武力攻撃予測事態」の予測の判断を誰が、どのような視点で行うのですか。そこに日本の自立性、管理組合の自治は働きますか。働かないならば、単なる請負であり、管理組合の自立性が否認されます。私は、管理組合が事態を自主的に判断する権利をきちんと主張していくべきだと思います。
- 計画は、住民の生命・財産の安全の確保、港の平和的機能の確保に限定するべきである。間違っても、軍事的な協力をしないこと。それは、攻撃の標的になることです。軍需工場の集中していた名古屋が激しい空襲にあったという戦争の経験をわすれてはならない。

【名古屋港管理組合の考え方】

平成16年6月、国民保護法が施行され、平成17年3月、名古屋港管理組合は、愛知県から国民保護法に基づき、指定地方公共機関として指定されました。

国民保護法は、万一、武力攻撃事態などに至った場合に、国民の生命・身体・財産を武力攻撃災害から保護するためのものであり、趣旨は国民の避難・救援であると考えています。

名古屋港管理組合は、国民保護法及び「国民保護に関する基本指針」、愛知県国民保護計画に定められている「指定地方公共機関基準」に基づき、国民を保護するために必要とされる業務計画を作成しています。

(2) 基本的人権について

【ご意見】

- 事態を理由に国民の基本的な人権を制限しないこと。基本的人権は普遍的なものであり、いかなる場合にも制限されないものであることを明記することを求めます。

【名古屋港管理組合の考え方】

国民保護法では、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重する旨が規定されており、また、国民の協力は、自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない旨が規定されています。

名古屋港管理組合は、法の趣旨に基づき業務計画を作成しています。

(3) 情報の統制について

【ご意見】

- 事態を理由に情報の統制や管理をしないことを求めます。

【名古屋港管理組合の考え方】

利用者等への情報提供については、名古屋港管理組合が有する広報手段を活用し、適時かつ適切に行っていきます。

(4) 安全確保について

【ご意見】

- 国民保護業務計画（素案）第3章第3節・第8節、第4章第1節のうち「職員の安全に十分配慮」を徹底すること。

【名古屋港管理組合の考え方】

愛知県始め、関係機関と緊密に連携をとり国民保護に従事する者の安全確保に努めます。

(5) 訓練について

【ご意見】

- 国民保護業務計画に伴う訓練については、名古屋港管理組合の役割分担を明確にすること。
- 訓練等において、むやみに危機感をあおり、軍事意識の高揚を助長しないこと。

【名古屋港管理組合の考え方】

訓練においては、名古屋港管理組合の業務の範囲内において役割分担することになると考えています。

また、訓練は、万一、武力攻撃事態などに至った場合、国民の生命・身体・財産を守るために備えるものとして行うものです。